

# 歳末特別警戒を実施

みんなで力をあわせて  
安全・安心まちづくり



年末年始は、現金を狙ったひったくりや空き巣などの侵入犯罪、特殊詐欺の被害が多発することが予想されます。

12月の歳末特別警戒期間中には、警察や防犯委員会、町会（自治会）などによる街頭啓発活動や夜警が市内各所で実施され、犯罪の被害防止を呼び掛けます。

皆さんも次のようなことに注意して、被害を防止しましょう。

## ●特殊詐欺の被害防止

- ・オレオレ詐欺の犯人は、子や孫を名乗り「風邪をひいて声がおかしい」「携帯電話の番号が変わった」などとだましてくるので、必ず元の登録している子や孫の電話番号にかけ直して確認しましょう。
- ・警察官や金融機関職員などになりすまし、偽のカードとすり替える詐欺が発生しています。他人にキャッシュカードは絶対に渡さない、暗証番号は絶対に教えないようにしましょう。

※本市では、特殊詐欺被害防止啓発ステッカー（右写真）を市の公用車に貼り、啓発活動を実施しています。

## ●ひったくりの被害防止

- ・手荷物は車道と反対側にしっかりと持ち、自転車のカゴにはひったくり防止カバーを付けましょう。

## ●自動車盗、車上狙いの被害防止

- ・自動車を駐車するとき、エンジンを抜きましょう、ドアロックをしましょう。
- また、防犯装置を付けるようにしましょう。
- ・車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう。

## ●子どもや女性に対する犯罪の被害防止

- ・一人で遊んだり、知らない人についていたりしないようにしましょう。
- ・夜間の一人歩きは特に気を付け、明るく人通りの多い道を選びましょう。
- ・歩きながらのスマートフォン操作や携帯電話、音楽プレイヤーの使用は、審者に狙われやすくなり、危険なのでやめましょう。

## ●侵入犯罪の被害防止

- ・玄関や窓は、防犯性能が高い施錠器具に取り替えたり、補助錠を取り付けたりしましょう（ワンドア・ツーロック）。
- ・短時間の外出時でも必ず戸締まりをしましょう。また、在宅中でも施錠しましょう。

- ・家の周りは夜間でも明るく、見通しの良い環境にし、センサーライトや警報装置などの防犯器具を活用しましょう。

お問い合わせ 富田林警察署  
〔☎〕1234

12月1日  
～31日

## 年末の交通事故防止運動

身につける 夜道のお守り 反射材  
大丈夫？ 昨日のお酒も 気を付けて

- 夕暮れ時と夜間における高齢歩行者の交通事故防止  
夕暮れ時や夜間に出掛けるときは、明るい色の服を着用し、反射材を活用しましょう。

- 飲酒運転の根絶  
飲酒運転は、スピードに対する感覚が鈍ったり、運



近年、スマートフォンやカーナビゲーションの普及に伴い、運転中にこれらの機器を使用したり、その画面を注視したりする行為（ながら運転）に起因する事故が増していることから、ながら運転に関する罰則および反則金などを引き



転動作が緩慢になったりし、事故へつながる可能性が高くなり非常に危険です。飲酒運転は絶対にやめましょう。  
お問い合わせ 富田林警察署  
〔☎〕1234、道路交通課（内線416）

## 総合福祉会館をご利用の皆さんへ

令和2年3月末まで総合福祉会館敷地内で、非常用発電設備の改修工事をしています。  
工事期間中は、工事用車両などの通行や一般の駐車スペースが一部使用できない場合がありますので、車での来館をお控えいただきますよう、ご協力をお願いします。  
工事期間など詳しくは、お問合せください。  
お問い合わせ 総合福祉会館 〔☎〕(25)8261

上げることをとする道路交通法の一部を改正する法律が、12月1日(日)に施行されます。  
これにより、違反点数および反則金の金額が約3倍に引き上げられ、特に、ながら運転により交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金となりますので、ご注意ください。  
※主な改正点など詳しくは、大阪府警察ホームページ <https://www.police.pref.osakajg.jp/index.html> をご覧ください。  
お問い合わせ 大阪府警察本部 〔☎〕06(6943)1234、道路交通課（内線416）

○印は業務日

施設名など	とき	26 (木)	27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1 (祝)	2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)	6 (月)
市役所・金剛連絡所		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
市役所日曜窓口		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
休日急病診療 ※1		-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-
済生会富田林病院（外来診療）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
保健センター		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
水道お客様センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
人権文化センター・児童館		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
Topi'c（きらめき創造館）※2		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
すばるホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
レインボーホール（市民会館）※3		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
総合福祉会館（社会福祉協議会）※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※5		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※6		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
にこここ市場		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※7		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
きらめきファクトリー		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○

# 年末年始の 業務案内

※市役所の業務は、  
年末が12月27日(金)まで、  
年始は1月6日(月)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は済生会富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月29日(日)～31日(火)、令和2年1月2日(木)、3日(金)は自習室のみ午前9時から午後5時まで利用できます。

※3 12月28日(土)は浴場の利用はできません。

※4 12月26日(木)～28日(土)、令和2年1月4日(土)は浴場の利用はできません。

※5 12月28日(土)、令和2年1月4日(土)、6日(月)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(日)～令和2年1月3日(金)は面会できますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7 12月29日(日)～令和2年1月3日(金)も終日墓参りはできます。

## 投票方法

**投票期間** 12月6日(金)～12日(木)

### ■LINEによる電子投票

市LINE公式アカウント（表紙のQRコードから友達登録できます）のトーク画面下部のメニューから「ロゴ一般投票」ボタンをタップし、投票フォームから投票してください。

### ■公共施設におけるシール投票

作品一覧を掲載している投票用紙に、備え付けのシールを貼ってください。

**投票場所** 市役所1階総合案内前、金剛連絡所、中央図書館、金剛図書館、東公民館

※いずれも投票は一人一票でお願いします。

令和2年の市制施行70周年を盛り上げるシンボルとして、ロゴマークを募集したところ、100件を超える応募をいただきました。

富田林市制施行70周年記念

## ロゴマーク 一般投票開始！



応募いただいた作品の中から1次審査を通過した作品について、一般投票を実施します。投票方法は左記をご覧ください。

※一般投票の結果を踏まえ、2次審査で最優秀作品（1点）と優秀作品（最大2点）を決定します。70周年記念ロゴマークの発表は、令和2年1月号広報を予定しています。

※受賞者に副賞としてお渡しする記念品を提供いただける協賛事業者も、引き続き募集しています。詳しくは、市ウェブサイト（市制施行70周年記念特設ページ）をご覧ください。

問い合わせ 情報公開課（内線326）

## 年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。  
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ		令和2年1月4日(土)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(金)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月30日(月)まで、年始は2年1月6日(月)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月31日(火)まで、年始は2年1月7日(火)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月28日(土)まで、年始は2年1月4日(土)から				
粗大ごみ		令和2年1月6日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(金)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ	収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行	青葉丘、加太、五軒家		1/2(木)→1/9(木)	1/2(木)→1/9(木)		
	旭ヶ丘町、粟ヶ池町、川面町、喜志町、喜志新家町、木戸山町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
	梅の里、喜志(大字)	1/1(祝)→12/28(土)			1/3(金)→1/10(金)	
	嬉、彼方	1/3(金)→12/30(月)				
	かがり台、北大伴町、楠町				1/3(金)→12/31(火)	1/3(金)→1/10(金)
	甘南備、久野喜台		1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
	甲田	1/1(祝)→12/28(土)				
	小金台				1/1(祝)→12/28(土)	1/1(祝)→1/8(水)
	金剛錦織台、金剛伏山台				1/2(木)→12/30(月)	1/2(木)→1/9(木)
	サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)	
桜ヶ丘町、新家一丁目		1/1(祝)→12/28(土)				
佐備、寺池台一丁目			1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
新青葉丘町			1/2(木)→1/9(木)	1/2(木)→1/9(木)		
新堂(PL、平和台以外)					1/3(金)→1/10(金)	
新堂(PLのみ)					1/3(金)→12/31(火)	
新堂(平和台のみ)			1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
須賀					1/2(木)→12/30(月)	1/2(木)→1/9(木)
高辺台一・二丁目、三丁目(1～29棟)					1/1(祝)→1/8(水)	
高辺台三丁目(1～29棟以外)					1/1(祝)→12/28(土)	
ナ・ハ行	甘山、寺池台二～五丁目				1/2(木)→12/30(月)	
	津々山台				1/1(祝)→12/28(土)	1/1(祝)→1/8(水)
	中野町西、錦ヶ丘町	1/1(祝)→12/28(土)				
	楠風台		1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
	錦織北・中・東・南		1/2(木)→1/9(木)	1/2(木)→1/9(木)		
	平町	1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
	伏見堂、不動ヶ丘	1/3(金)→12/30(月)				
	伏山				1/2(木)→12/30(月)	1/2(木)→1/9(木)
	別井				1/3(金)→12/31(火)	1/3(金)→1/10(金)
	マ・ヤ・ラ・ワ行	緑ヶ丘町		1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)	
南旭ヶ丘町、宮町		1/1(祝)→12/28(土)	1/3(金)→1/10(金)	1/3(金)→1/10(金)		
南大伴町、山中田町					1/3(金)→12/31(火)	1/3(金)→1/10(金)
宮甲田町、若松町一丁目		1/1(祝)→12/28(土)				
山手町、龍泉			1/1(祝)→1/8(水)	1/1(祝)→1/8(水)		
横山		1/3(金)→12/30(月)				

**年末年始のごみ・し尿収集日**  
**ごみは12月31日(火)まで**  
**通常どおり収集します**

問い合わせ 衛生課  
 (内線144～146)

## 年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイト(衛生課のページ)に掲載しています。  
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/27(金)、1/10(金)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	12/20(金)、1/10(金)
	旭ヶ丘町	12/20(金)、1/7(火)		中野町	12/19(木)、1/6(月)
	嬉(桜ヶ丘)	12/24(火)、1/13(祝)		中野町西	12/25(水)、1/13(祝)
	嬉(桜ヶ丘除く)	12/23(月)、1/11(土)		西板持町(柏木住宅)	12/21(土)、1/7(火)
	上佐備、甘南備	12/20(金)、1/10(金)		西板持町(柏木住宅除く)	12/18(水)、19(木)、1/7(火)、8(水)
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	12/17(火)、1/6(月)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/18(水)、30(月)、1/17(金)
	川向町	12/18(水)、1/7(火)		錦織(大字)、錦織南、伏山(聖ヶ丘含む)	12/26(木)、1/15(水)
	喜志新家町	12/24(火)、1/8(水)		錦織北	12/26(木)、1/14(火)
	甲田(北甲田含む)	12/26(木)、1/14(火)		錦織中・東(笹原町除く)、伏見堂(青山台)	12/25(水)、1/14(火)
	寿町一丁目	12/19(木)、1/6(月)		錦織中(笹原町)、伏見堂(青山台除く)	12/23(月)、1/11(土)
サ・タ行	寿町二～四丁目	12/18(水)、25(水)、30(月)、1/13(祝)、17(金)	平町	12/25(水)、1/9(木)	
	西条町、桜井町、通法寺町	12/17(火)、1/6(月)	別井	12/17(火)、1/6(月)	
	桜ヶ丘町	12/23(月)、24(火)、1/8(水)、10(金)	本町	12/27(金)、1/15(水)	
	下佐備、甘山	12/20(金)、1/10(金)	マ・ヤ・ラ・ワ行	南大伴町	12/19(木)、1/8(水)
	昭和町	12/16(月)、28(土)、1/16(木)		宮甲田町	12/27(金)、1/15(水)
	新家	12/27(金)、1/15(水)		宮町	12/16(月)、17(火)、18(水)、28(土)、30(月)、1/4(土)
	須賀(大字含む)	12/26(木)、1/15(水)		山中田町	12/18(水)、1/7(火)
	谷川町	12/20(金)、1/6(月)		横山	12/24(火)、1/13(祝)
	常盤町(国道筋)	12/21(土)、23(月)、24(火)、1/7(火)、8(水)、10(金)		龍泉	12/20(金)、1/10(金)
	常盤町(国道筋除く)	12/19(木)、1/4(土)		若松町	12/19(木)、20(金)、1/4(土)、6(月)
富田林町	12/16(月)、21(土)、28(土)、1/7(火)、16(木)	若松町西		12/25(水)、1/13(祝)	
		藤野ミゼット車収集地区		12/18(水)、1/7(火)	
		阪南ミゼット車収集地区		12/27(金)、1/10(金)	

今年度で終了します

## ブロック塀などの撤去補助制度 のご利用を

受け付け期間 令和2年2月28日(金)まで  
補助対象 不特定の人が通行する道に面する高さ60cm以上のブロック塀などで、令和2年3月31日(火)までに撤去工事が完了するもの  
補助額 次の①と②を比較して、いずれか低い額に3分の2（指定通学路沿いは10分の10）を乗じた額（上限30万円）  
①撤去に要した費用  
②撤去面積1平方メートル当たり

1万円を乗じた額

※今年度でブロック塀などの撤去工事の補助制度は終了を予定しています。

※予算がなくなり次第終了しますので、早めに申請してください。

※工事の着手前に補助申請をしてください。

※その他条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 住宅政策課  
(内線438)



本市では、20歳を迎えた新成人の皆さんの門出を祝って、成人式を開催します。

**とき** 令和2年1月13日(祝)、午前10時30分～

**ところ** すばるホール

**対象者** 平成11年4月2日～12年4月1日に生まれた人

※対象者には、案内状を郵送しています。

**問い合わせ** 生涯学習課 ☎(26)8056

わたしたちにできる身近な

# COOL CHOICE

— 賢い選択 —

環境省では、毎年12月を「地球温暖化防止月間」と定め、地球温暖化防止に向けた国民運動の発展を図っています。地球温暖化を防止するため、私たちにできる「COOL CHOICE」を実践しましょう。

◆家庭でできる「COOL CHOICE」

- ・暖房の温度を1℃低く、20℃を目安に設定しましょう。
- ・テレビを見ないときは消しましょう。
- ・買い物の際は、買い物袋を持ち歩きましょう。
- ・電化製品の主電源は小まめに切りましょう。
- ・シャワーを1日1分節水しましょう。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に使いましょ。
- ・夜中は、炊飯ジャーの保温機能の使用をやめましょ。
- ・車を利用するときは、アイドリングをやめましょ。
- ・車の使用を控え、電車、バス、自転車を使いましょ。

・家族団らんの時間を持たましょ（家族が別々の部

◆本市の取り組み  
本市では、ウォームビズの推奨や各公共施設における暖房温度の適正管理、必要な照明の削減・消灯の徹底、エレベーターの使用制限などに取り組んでいます。本市施設をご利用される際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、市民の皆さんも、ご家庭や職場において無理のない範囲で「COOL CHOICE」を実践していただきますよう、お願いします。

**問い合わせ** みどり環境課  
(内線432)

## プラスチックのポイ捨てはやめましょ

プラスチックは、その機能性や経済性から、私たちの生活に身近なものとなっています。その一方で、道路などにポイ捨てされたプラスチックが河川から海へ流れ込むことにより、海の環境や生態系に悪影響を与えるなど海洋汚染の原因の一つとなっています。

SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられる17の国際目標の一つである「目標14：海の豊かさを守ろう」の実現のため、皆さんもマイバックの持参や、使い捨てプラスチック製品の利用を控えるなど、身近なところからプラスチックごみの削減に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

**問い合わせ** みどり環境課（内線432）

12月3日～9日は

# 障がい者週間

～共生社会の  
実現をめざして～

障がい者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に対して、積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日～9日は「障がい者週間」と定められています。

本市では、身体障がい者福祉協会をはじめ、関係機関が協力し、街頭啓発活動などを実施します。

知的・発達・精神障がいのある人は、外見からは分かりにくく、人との関わり合いやコミュニケーションが苦手という人が多く見られます。

障がいのある人への対応は、「ゆつくり」「こらねいに

「くりかえし」を基本とし、みんなで障がい者を特別視しない心のバリアフリー社会をめざしましょう。

※10ページに関連記事がありますので、ご覧ください。

## 《障がいのある人とのコミュニケーションのこつ》

・リラクセスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせて、話をよく聞く。  
・質問により、相手の気持ちを確認する。「はい」「いいえ」で答えられるように質問する。

・絵記号などを用いたコミュニケーションボードなどを活用し、視覚的なコミュニケーションを図る。

## 障がいを理由とする差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

### ■障がいを理由とする差別とは

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

#### ・不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは「不当な差別的取り扱い」になります。

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者ともに「不当な差別的取り扱い」をすることは禁止されています。

#### ・合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、その人の障がいに合った必要な工夫をすることが「合理的配慮」です。

重い負担がないのに合理的配慮をしないことは差別になります。

国や地方公共団体などの行政機関は「合理的配慮」を必ずしなければなりません。民間事業者は「合理的配慮」をするように努めなければなりません。

**問い合わせ** 障がい福祉課（内線192）

## 障がい者相談員制度のご利用を

本市では、障がい者やその家族から福祉などに関する相談を受け、必要な助言をする同制度を実施していますので、気軽にご利用ください。

相談員は、次の皆さんです。

### 肢体障がい関係

○田中 洋さん（桜井町）  
〔☎090（7114）3468〕

○岡部 和人さん（梅の里）  
〔☎260167〕

○西田 卓司さん（清水町）  
〔☎263080〕

○竹野 恵美子さん（楠町）  
〔☎252714〕

### 聴覚障がい関係

○栗栖 美鈴さん（桜ヶ丘町）  
〔☎・FAX241587〕

○北野 隆雄さん（藤沢台）  
〔☎・FAX292448〕

○中井 美代子さん（若松町西）  
〔☎235740〕

○宮崎 幸美さん（別井）  
〔☎24461〕

○井上 節子さん（須賀）  
〔☎545630〕

○山本 順子さん（NPO法人草志庵）  
〔☎707673〕

○山本 勝子さん（寿町）  
〔☎090（9620）7419〕

**問い合わせ** 障がい福祉課（内線192）

## 大阪ろうあ者 成人式にご参加を

（公社）大阪聴力障害者協会と大阪市聴言障害者協会では、府内在住のろうあ者を対象に、成人式を開催します。

とき 令和2年1月12日（日）、午前11時～午後3時30分

ところ 府谷町福祉センター（大阪市中央区谷町五丁目4の13）

対象者 平成11年4月2日～12年4月1日に生まれた人

参加費 無料

申し込み 電話またはファクスで住所、氏名、生年月日、ファクス番号を（公社）大阪聴力障害者協会事務局

〔☎06（6761）1394・FAX06（6768）3833〕へ

# 内水はん濫ハザードマップ を作成しました

近年、ゲリラ豪雨により水路や下水道で排水しきれなくなった雨水がまちに溢れ出す「内水はん濫」が全国的に増加しています。

本市では、平成20年に近隣の堺市で観測した時間降雨量の近似値90・0ミリが降ったと仮定して算出した浸水被害の発生が想定される区域や避難場所を示した「富田林市内水はん濫ハザードマップ」を作成しました。

これは、ソフト対策として、自助・共助、防災意識の向上、浸水に対する備えに活用していただくものです。

内水はん濫ハザードマップは、市ウェブサイト（下水道課のページ）からダウンロードできます。災害に備え、浸水箇所や浸水時の避難方法などの確認にご利用ください。  
問い合わせ 下水道課（内線261）

## 南河内環境事業組合

# ダイオキシン類 測定結果

～全て基準値を  
下回っています～

南河内環境事業組合第1清掃工場（ごみ焼却場）から排出されるガスや周辺地域の大气、土壌などに含まれているダイオキシン類濃度について、8月8日に地

元住民立ち会いのもと測定しました。  
同清掃工場の排出ガス1立方メートル中のダイオキシン類濃度の測定結果は、0・26ナノグラム（1ナノグラムは、10億分の1グラム）で、国の排出基準値の1ナノグラムを下回っています。  
次に、周辺大气1立方メートル中のダイオキシン類濃度の測定結果は、同清掃工場より東方向250メートルの農業公園サバーブアームで0・0089ピコグラム（1ピコグラムは、1兆

分の1グラム）、同じく北方向2キロメートルの中佐備老人いこいの家では0・0070ピコグラムで、大気環境基準値の0・6ピコグラムを下回っています。  
また、周辺土壌1グラム中のダイオキシン類濃度の測定結果は、同清掃工場より北方向2キロメートル地点で2・7ピコグラムとなっており、土壌環境基準値の1000ピコグラムと比較するとかなり低い数値となっています。  
問い合わせ 南河内環境事業組合（☎33）6584

## 防災情報音声案内サービスのご利用を

同サービスは、防災無線から放送している防災情報の内容を電話で確認できるものです。防災無線の放送が聞き取りにくい場合などにご活用ください。

なお、この電話はフリーダイヤルで通話料はかかりません。ただし緊急情報の放送では使用できません。

電話番号 [☎0800(805)5653] (固定電話・携帯電話共通)

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

## コミュニティ助成事業（宝くじ助成）で 自主防災組織が防災資機材を整備しました

宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施している、「コミュニティ助成事業」の助成を受け、高辺台一丁目町会自主防災組織・北寿美ヶ丘自主防災組織会・セントポリア金剛東自主防災組織・山中田町会自主防災組織では防災資機材を整備しました。



今後、これらの防災資機材は、地域での防災活動や災害時などといったときの救助活動などへの活用が期待されます。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 [☎(23)1125]

## コミュニティ助成事業（宝くじ助成）で コミュニティ組織が備品を購入しました

宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施している、「コミュニティ助成事業」の助成を受け、中佐備町会が化粧幕を購入しました。



問い合わせ 市民協働課（内線473）

## 市営葬儀の説明会を開催します

「市営葬儀ってどんな葬儀？」「どんな施設なの？」など市営葬儀全般についての疑問にお答えします。

とき 12月8日(日)、午前10時～正午、午後1時～3時（随時受け付け）

ところ 金剛連絡所2階ホール ※当日、直接会場へ。

問い合わせ 衛生課（内線143、147）

## 都市計画についての公聴会を開催します

府では、南部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更の案を作成するにあたり公聴会を開催します（説明会ではありません）。

とき 令和2年1月20日(月)、午後2時～

ところ 府庁別館（大阪府中央区大手前三丁目2の12）

※計画案の概要は、12月11日(水)～25日(火)（土・日曜日は除く）に、府都市計画室計画推進課および市まちづくり推進課（内線453）でご覧いただけます。

申し込み 公述の申し出を希望される人は、12月11日(水)～25日(火)（必着）に、府都市計画室計画推進課および市まちづくり推進課に備え付けの公述申出書に必要事項を記入し、府都市計画室計画推進課 [☎540-8570（住所記載不要）・☎06(6944)6776] へ郵送または持参 ※公聴会の傍聴を希望される人は、府都市計画室計画推進課へお問い合わせください。

## 消防

# 歳末特別警戒を実施します

冬を迎え、寒さが厳しくなるにつれて火気を取り扱うことが多くなる季節となりました。

### ストーブの取り扱いに注意！

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。

火災にならないよう、次の点に注意しましょう。

- ◆取扱説明書をよく読んで、正しい使用方法で使用する
- ◆布団、ひすま、カーテンの近くでは使用しない
- ◆新聞、雑誌などの可燃物を近くに置かない
- ◆洗濯物を乾かすなど、乾燥機代わりに使用しない
- ◆外出するときやそばを離れるとき、寝るときには、必ず消火または電源を切る
- ◆必ず消火してから給油する
- ◆給油中に灯油がこぼれたり、あふれたりしたときは、油をよく拭き取り、しばらくしてから点火する
- ◆カートリッジタンクのキャップは確実に閉めたことを確認してから持ち運ぶ
- ◆ストーブの近くで、スプレー、シンナー、ガソリンなど引火性のものを使用したり、置いたりしない
- ◆収納するときは、灯油を抜き、電池、電源は外す

問い合わせ 市消防本部予防課 ☎(23)1124

火災の未然防止と防火意識の高揚を図るため、市消防本部と市消防団では12月下旬、歳末特別警戒を実施します。

期間中、防火広報による呼び掛けのほか、火災が発生した際には迅速に対応ができるよう警戒警備の強化に努めます。

皆さんも日々の暮らしが安全で安心したものになるよう、いま一度、防火について確認をお願いします。

問い合わせ 市消防署 ☎(23)0119



### 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の入札参加願いを追加受け付け

本市では、令和2年度の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の入札参加願いを追加受け付けします。

**提出要領の配布** 12月2日(月)～(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)、契約検査課で配布 ※市ウェブサイト(契約検査課のページ)からダウンロードもできます。

**提出方法** 事前に「富田林市業者登録受付システム」に必要事項を入力し、令和2年1月14日(火)～17日(金)(消印有効)に、必要書類を郵送(一般・簡易書留)または宅配便で契約検査課へ(持参不可)

※上下水道事業の入札参加を希望される場合も、契約検査課で受け付けます。

**資格有効期間** 令和2年4月1日(火)～3年3月31日(火)の1年間

**問い合わせ** 契約検査課(内線476、477)

### 上下水道部公用車に貼り付ける広告を募集します

上下水道部公用車に貼り付ける広告(マグネットシート)を募集します。応募いただいた広告については、審査をした上で、申し込み順に広告主を決定します。

**広告料(月額)** 後席ドア(両側)2枚(50㍻×50㍻) = 3300円、荷室ドア1枚(30㍻×30㍻) = 1100円

**申し込み** 令和2年1月14日(火)～31日(金)に申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて上下水道総務課(内線254)へ ※必要書類など詳しくは、市ウェブサイト(水道事業のページ)をご覧ください。

富田林商工会では、富田林市ブランド認定委員会を設置し、富田林ならではの

こだわりの逸品  
新たに



## 2商品を認定!

魅力ある産品を独自の基準で「富田林ブランド」として認定しています。今年度、第15回同認定委員会を開催し、新たに2商品が認定されました。認定された商品は次のとおりです。

- ①「山洋こだわり綿棒シリーズ」(株式会社山洋)
- ②「海老パン」(すし広)

●富田林ブランドの販売コーナーをご利用ください

富田林ブランド認定商品を集めた販売コーナーが、きらめきファクトリーにありますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ きらめきファクトリー ☎(24)5500

### 生垣や庭木の適切な管理を

カイヅカイブキなどの生垣や庭木の緑が伸びすぎて道路にはみ出すと、通行の妨げとなります。また、交差点の見通しが悪くなったため、カーブミラーを隠してしまったりするなどして、思わぬ事故の原因にもなりかねません。

敷地内の生垣や庭木などは、早めに剪定するなど所有者が適切に管理し、人にやさしく安全で美しいまちづくりにご協力ください。

問い合わせ 道路交通課(内線412、414)

# 市民会議 Mirraton 2019

## の参加者を追加募集します

本市では、市民や学生の皆さんと行政が、ともに考え、未来を創造するために、市民会議「Mirraton」を開催しています。11月2日に開催された第1回目では、31人の参加者が「富田林のいいところ、あかんところ」をテーマにアイデアを話し合いました。第2回目以降に、「未来の富田林」についてや第1回目に出たアイデアを実現するための方法を話し合い、最終日にコンテスト形式の発表会を実施します。

このたび、第2〜4回目に参加いただける人を次のとおり追加募集しますので、ぜひお申し込みください。

とき ①12月7日(土)、②令和2年1月18日(土)、③2月8日(土)、午前10時〜正午

ところ ①市役所、②トピック(きらめき創造館) TOPIC(きらめき創造館)

対象者 市内在住・在勤・在学で18歳以上の人

定員 5人(託児あり)

※申し込みは12月6日(金)まで受け付け。詳しくは、お問い合わせください。

■会議の様子を市ウェブサイトに掲載しています

会議の様子は、市ウェブサイト(市民協働課のページ)でご覧いただけます。随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ 市民協働課 (内線473)

## 第48回 T B S C A 英語弁論大会結果

10月27日開催の同大会に、57人の小・中学生が出席し、日頃の英語学習の成果を披露しました。中学生の部の入賞者は、次の皆さんです(敬称略、順不同)。

### 最優秀賞

栗田 夢子 (清風南海中学校3年生)

### 富田林ライオンズクラブ賞

尾崎 梨乃 (富田林中学校1年生)

### 富田林ロータリークラブ賞

室川 栞凜 (藤陽中学校1年生)

### 優秀賞

木村 知揮 (明治池中学校1年生)

山本 明璃 (第二中学校1年生)

川人 涼香 (藤陽中学校2年生)

森 優月 (藤陽中学校2年生)

問い合わせ 市民協働課内富田林・ベスレヘム姉妹都市協会事務局 (内線473)

## マイナンバーカードの申請はお済みですか？

### ◆「ぴったりサービス」ではマイナンバーカードを使用して児童手当などのオンライン申請ができます

マイナンバーカードを使用して、児童手当の一部手続きや妊娠の届け出がオンライン申請でできるようになりました。

オンライン申請をする場合は、ぴったりサービス (<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=27214>) をご覧ください(右図QRコードからもアクセスできます)。



※妊娠の届け出については、申請後に保健センターまたはこども未来室への来所面談が必要です。

問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120(95)0178)

### ◆マイキーIDの設定をお手伝いします

令和2年度にマイナンバーカードを活用した「マイナポイント」の取り組みが実施される予定です。

マイナポイントを利用するには、マイナンバーカードを取得し、専用のID(マイキーID)を設定する必要があります。

市ではマイキーIDの設定を支援する窓口を市民窓口課と金剛連絡所に設けていますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、お問い合わせください。

※マイキーIDは公的個人認証サービス対応スマートフォンまたはパソコン(カードリーダーが必要)からも設定できます。IDの設定方法やマイナポイントについて詳しくは、総務省マイナポイントホームページ (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/promotion/>) をご覧ください。

問い合わせ 政策推進課 (内線224)

## 市役所1階に自動写真撮影機を設置しています

利用時間 月〜金曜日、午前9時〜午後5時30分(祝日、年末年始は除く)

料金 証明写真用スタンダード=800円、証明写真用肌美人スーパー(美肌モード)=900円、市オリジナル記念写真(ポストカードサイズ)=200円

### ●自動写真撮影機でマイナンバーカードの申請ができます

通知カードの下部にあるマイナンバーカード申請書のQRコードを読み取らせる手続きが必要です(住所、名前に変更がある人は申請できません)。詳しくは、お問い合わせください。



問い合わせ 市民窓口課 (内線131、132)

## マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 12月1日(日)、令和2年1月5日(日)、午前9時〜正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課 (内線131、132)

## コンビニ交付サービスが一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施していますが、次の日は、システム点検のため、一時休止になります。

休止日 12月20日(金)、午前6時30分〜8時

問い合わせ 政策推進課 (内線511)

12月4日～10日は

# 人権週間

## みんなで作ろう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、法務省および全国人権擁護委員連合会では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思考の普及と高揚に努めています。

この機会に、全ての人が互いに理解し、尊重し合えるよう人権認識を高めましょう。

また、障がいの有無、性別、国籍、文化、

出生、年齢などの違いを超えて、あらゆる人がさまざまな場面で参加、協働できる社会を築いていきましょう。

本市では、同週間にあわせて、人権擁護委員による特設人権なんでも相談や街頭啓発などを実施したり、すばるホールで「とんだばやし人権フェア」を開催したりします。

問い合わせ 人権政策課（内線472）



## 誰もが安心 できる 社会に

～まちと心の  
バリアフリー～

問い合わせ  
人権政策課（内線472）

平成28年4月、全ての国民に対して障がいを理由に差別することを禁止し、国・自治体・企業に対しては、負担になりすぎない範囲での合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

来年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、障がいのある人が利用しやすいように、施設や公共交通機関のバリアフリー化が進められています。そのような今だからこそ、みんなで障がい者の人権問題について考えてみませんか。

### ●4つのバリア

私たちが暮らす社会には、身体が不自由であったり、精神的に不安定であったり、生活する上で何らか

の障がいのある人々がいます。生まれつきのもの、事故や病気によるものなどその原因は人それぞれです。

内閣府の障害者白書によると、日本で障がいのある人は、総人口のわずか7割であり、障がいのない人が多数を占めています。そのため、その多数に合わせた社会が作られ、多くの人は社会が障がいのある人にとって生活しにくい環境であることに気づいていないのです。「障がい」とは、人間が生活を営む上で出会う「困りごと」壁（バリア）であり、障がいのある人が直面しているバリアには大きく分けて「物理的」「制度的」「文化・情報面」「意識上」の4つがあるといわれ、これらのバリアの多くが、お互いの配慮により解決できます。

## とんだばやし人権フェア～みんなが和となって、今ひとつに～

「人権週間」にあわせて、同フェアを開催します。

講演会をはじめ、市民活動団体やサークルによる発表、小学生人権ポスター表彰式「私（たち）の大切なもの」写真展などさまざまな催しを実施します。

とき 12月14日（土）、正午～午後5時

ところ すばるホール4階 銀河の間

### 内容など

◆オープニング・団体発表（正午～午後2時）

・ゴスペルコンサート  
・市民活動団体による演奏や踊りなどの発表

◆小学生人権ポスター表彰式（午後2時～3時）

◆トークイベント（午後3時～5時）

## 4つのバリア

### ①物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、移動面で困難をもたらすバリア

### ②制度的なバリア

社会のルールや制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア（盲導犬を連れての入店拒否など）

### ③文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア（音声のみによるアナウンス、手話通訳の無い講演会など）

### ④意識上のバリア

周囲からの心のない言葉、偏見、差別、無関心など、障がいのある人を受け入れない心のバリア

●障がいとは人ではなく社会にある  
一般的に「障がい」というと個人にあるものと思われがちですが、実は一人一人のバリアに対応していない社会の側にこそ障がいがあるのです。  
例えば、車いす使用者は自力で段差を越えたり、階段を上ったりすることが難しいですが、そこにスロープやエレベーターがあれば、自力で目的地へ行くことができます。また、近視などが悪い人は、メガネやコンタクトレンズを使用して日常生活を過ごしていますが、もしメガネが存在しなければ、介助無しで生活できない世の中になっていたかもしれません。

●心のバリアフリーを持つ  
一方、段差など物理的バリアが解消されただけでは社会のバリアは無くなりません。  
私たちが自身が障がいのある人に対して、無意識に心にバリアをつくってしまっていることも大きな課題としてあるためです。バリアフリーな社会にするためには、こうした「意識上のバリア」を無くすることも必要不可欠です。  
例えば、日常生活において「障がい者駐車スペースに障がいのない人が駐車する」などはバリアフリーに對して無理解なために起きてしまうものです。また、障がいのある人が困っている

ことに気が付いても、無関心を装ったり遠慮してしまったりするなど、心にバリアを作ってしまったているのが実情です。  
これらを解消するには、私たちの心や意識を変える必要があります。自分の周りにバリアを感じている人がいないか、常に目を向けることが大切です。そして、さまざまなバリアフリーの工夫に気づいたら、「心のバリアフリー」を持ち、障がいのある人がそれを利用しやすいように配慮することが重要です。  
●普段の生活から意識を  
人は身近に当事者がいないと「自分とは関係ない」と思い込みがちです。また、身体に不自由があっても外見からは分からない「内部障がい」のある人もいます。日常生活や会話において、普段から意識して過ごすことが大切です。



「ヘルプマーク」とは内部障がい者や難病の人などが、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるものです。

ヘルプマークを身に着けた人を見つけた場合は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、配慮のある行動をお願いします。

●決して他人事ではない  
誰もが急な病気や不慮の事故により、障がいと共に生きるようになる可能性があります。決して他人事ではありません。常に自分事として考え、周囲の人や環境を意識し、障がいに対する理解や認識を深め、障がいの有無に関わらず、全ての人が安心して暮らせる社会をめざしましょう。



◆展示（正午～午後5時）  
・ヒューマンメッセージ  
「私（たち）の大切なもの」写真展  
・各団体によるパネル展  
参加費 無料  
※当日、直接会場へ。  
問い合わせ 人権政策課  
（内線472）  
◆特設  
人権なんでも相談  
とき 12月13日（金）、午後1時～4時  
ところ 市役所地下904会議室（当日、直接会場へ）  
※当日は、電話でも相談できます（内線544）。  
問い合わせ 人権政策課  
（内線472）

